

国産小麦供給円滑化事業補助金交付等要綱

制定 令和4年4月28日付け4農産第627号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

- 第1 小麦等(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)の国際価格については、北米産小麦の不作等に加え、ロシアのウクライナ侵攻により、両国からの小麦等の供給懸念が高まったことで、高い水準で不安定な動きとなっている。こうした状況に対して、輸入依存度の高い小麦等について、国際価格高騰の影響を緩和しつつ、輸入依存度を下げる観点から、実需者における小麦等の一時保管による安定供給体制の構築を支援するとともに、豊凶変動に対応し、凶作時であっても安定して供給できる体制づくりを支援する必要がある。このため、実需者が産地から小麦等を引き取る際の運搬費、保管経費等を支援するとともに、国産小麦等を新たに一定数量保管し、安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要な保管施設及びその附帯設備並びに保管施設の整備と一体的に整備される処理加工施設(以下「保管施設等」という。)の整備を支援することにより、小麦等の供給の円滑化を通じた安定供給体制の構築に資することとする。

(通則)

- 第2 国産小麦供給円滑化事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第3 補助金は、第4に掲げる対策に要する経費を支援することを目的とする。

(事業の内容等)

- 第4 国産小麦供給円滑化事業(以下「本事業」という。)において実施する事業の内容は、次の各号のとおりとする。補助事業者、採択要件等については別表1に掲げるとおりとする。

(1) 国産小麦供給円滑化対策

小麦等の安定供給体制を構築し、供給を円滑化するための実需者等(製粉企業、精麦企業等及び実需者の組織する団体をいう。以下同じ。)による一時保管等を支援する。

(2) 国産小麦安定供給強化対策

不作等による国内供給量減少時に国産小麦等を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を策定し、国産小麦等を新たに一定数量保管し、需要に応じた供給を行うことによって安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要な保管施設等の整備を支援する。

(事業実施計画)

- 第5 補助事業者は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、農産局長に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、農産局長が別に定める公募要領により補助金交付候補者に選定された応募者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。
- 2 事業実施計画の変更（農産局長が別に定める重要なものに限る。）については、前項の規定を準用する。

(交付の対象及び補助率)

- 第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う本事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を国産小麦供給円滑化対策にあっては大臣に、国産小麦安定供給強化対策にあっては地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、国産小麦供給円滑化対策にあっては農産局長が、国産小麦安定供給強化対策にあっては地方農政局長等が別に通知する日とする。

(交付決定の通知)

- 第9 大臣及び地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者（国産小麦供給円滑化対策にあっては大臣、国

産小麦安定供給強化対策にあっては地方農政局長等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(契約等)

- 第 11 補助事業者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第 12 補助事業者は、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第 13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 本事業の内容又は補助対象経費ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 14 に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 本事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第 14 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第 15 補助事業者は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越し承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第 18 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は本事業が完了したとき（第 13 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、本事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 19 交付決定者は、第 18 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る本事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 20 補助事業者は、第 19 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、本

事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 19 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 19 第 2 項及び第 3 項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 21 交付決定者は、第 13 第 1 項第 2 号の規定による本事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 19 第 3 項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第 22 補助事業者は、補助対象経費（本事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

第 23 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は牛、馬、豚及びめん羊とする。

3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、本事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数

その他必要な事項)が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれが高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第24 補助事業者は、本事業が完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理等)

- 第25 補助事業者は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(事業実施状況の報告)

第26 補助事業者は、本事業の実施状況等について、農産局長が別に定めるところにより、交付決定者に報告するものとする。

(指導等)

第27 国は、事業の適切な執行を確保するため、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第28 本事業の実施に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

(その他)

第29 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表1（第4関係）

メニュー	補助事業者	採択要件	その他
1 国産小麦供給円滑化対策	農産局長が別に定める公募要領により選定された団体等とする。	農産局長が別に定める要件を満たしていること。	運搬費及び荷役料については、令和4年9月30日（北海道産麦については、令和4年10月31日）までに運搬を完了した場合を対象とする。
2 国産小麦安定供給強化対策	<ol style="list-style-type: none"> 農産局長が別に定める基準を満たす事業化共同体（コンソーシアム） 農産局長が別に定める基準を満たす農業者の組織する団体 	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 農産局長が別に定める事業実施計画（安定供給計画を含む。）を策定していること。 受益地における国産小麦等の収穫量、集荷数量を増大させ、一定数量を保管することにより安定供給を図る取組であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 目標年度、成果目標及び事業評価は、農産局長が別に定めるとおりとする。 地域の実情に鑑み、過剰とみられるような保管施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。 補助金の上限額は1計画当たり3億円とする。なお、保管施設の整備と一体的に行う処理加工施設の整備に係る補助金の上限額は5千万円とする。

別表2（第6及び第14関係）

区分	補助対象経費	補助単価・補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 国産小麦供給円滑化対策	<p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 小麦等の倉庫での保管料 産地倉庫から実需者等の倉庫等への運搬費 産地倉庫からの運搬に係る荷役料（出庫料） 	<p>定額（1/2相当）（保管料：107円（1期）/ト）</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>	<p>区分の欄の1の補助対象経費の欄の経費と区分の欄の2の補助対象経費の欄の経費の相互間における30%を超える増減</p>	<ol style="list-style-type: none"> 補助事業者の変更 事業の追加、中止又は廃止 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減
2 国産小麦安定供給強化対策	<p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 保管施設の新設に要する経費 保管施設の改修に要する経費 処理加工施設の整備に要する経費 	<p>1 / 2 以内</p>		<ol style="list-style-type: none"> 補助事業者の変更 事業の追加、中止又は廃止 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減

補助単価・補助率欄の保管料については、1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までをそれぞれ1期とする。